

五条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第十一条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。）を「被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号。以下「法」という。）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）」に改め、同号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 物件費算定基礎額 百二十五千円に、市町村の地域の区分による別表第一(2)及び(4)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四 年間平均福祉年金受給権者数 前年度の二月から当該年度の一月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた高齢福祉年金及び高齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）の受給権者（受給権の裁定を受けた者に限る。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。

第二条を次のように改める。

（被保険者及び福祉年金の受給権者の数を基準として算定する額）

第二条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号。以下「令」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、物件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数に応じて別表第二に定める点数に社会保険庁長官が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額とする。

2 令第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、物件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数に応じて別表第二に定める点数に社会保険庁長官が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額（社会保険庁長官が災害その他特別の事情があると認める市町村にあつては、その額と社会保険庁長官が定める基準により算定した額とを合計した額）とする。

3 令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、四十五円を基準として社会保険庁長官が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

4 令第二条第四号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、七円に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

5 前各項の規定による額の算定において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第一(1)を次のように改める。

区 分	係 数	区 分	係 数
Iの地域10種地 (特別区にあつては、0.106)	0.091	IIの地域10種地	0.046
Iの地域9種地 (福岡市にあつては、0.058)	0.089	IIの地域9種地	0.026
Iの地域8種地 (北九州市、千葉市、さいたま市にあつては、0.056)	0.030	IIの地域8種地	0.011
Iの地域7種地	0.017	IIの地域7種地	0.006
Iの地域6種地	0.010	IIの地域6種地	0.001
Iの地域5種地	0.003	IIの地域5種地	0.002

Iの地域4種地	0.001	IIの地域4種地	0.004
Iの地域3種地	0.003	IIの地域3種地	0.006
Iの地域2種地	0.006	IIの地域2種地	0.008
Iの地域1種地	0.007	IIの地域1種地	0.010

備考 区分種の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(4)を削る。

別表第一(3)備考中「法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者及び同項第3号に規定する第3号被保険者を除く。以下同じ。」を削り、同表を別表第一(4)とする。

別表第一(2)中「0.015」を「0.019」に、「0.014」を「0.017」に、「0.013」を「0.016」に、「0.010」を「0.013」に改め、同表を別表第一(3)とする。

別表第一(1)の次に次の表を加える。

区 分	係 数	区 分	係 数
Iの地域10種地	0.092	IIの地域10種地	0.055
Iの地域9種地	0.092	IIの地域9種地	0.054
Iの地域8種地	0.078	IIの地域8種地	0.054
Iの地域7種地	0.064	IIの地域7種地	0.044
Iの地域6種地	0.039	IIの地域6種地	0.035
Iの地域5種地	0.032	IIの地域5種地	0.030
Iの地域4種地	0.011	IIの地域4種地	0.011
Iの地域3種地	0.000	IIの地域3種地	0.000
Iの地域2種地	0.000	IIの地域2種地	0.000
Iの地域1種地	0.000	IIの地域1種地	0.000

備考 区分種の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度分の事務費交付金から適用する。

○農林水産省令第六十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年七月二十八日

農林水産大臣臨時代理 川崎 二郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「アカタテハ」の下に「アカハネオシバ」を、「アカハネオシバ」の下に「アカヒメヘリカメムシ」を、「アズキノムシ」の下に「アヲノメイガ、アヲノトウ」を、「オオモノギリヒラタムシ」の下に「オオヨコバイ」を、「オナガミズアオ」の下に「カクムネヒラタムシ」を、「キクスイカミギリ」の下に「キスジカンムリヨコバイ」を、「クロトンアザミウマ」の

下に、「クロヒラタヨコバイ」を、「クワキジラミ」の下に、「クワコ」を、「コナナガシクイムシ」の下に、「コブノメイガ」を、「サトウキビチビアザミウマ」の下に、「サビカクムネヒラタムシ」を、「ジンサンシバムシ」の下に、「スカシヒメヘリカメムシ」を、「ツバメシジミ」の下に、「ツマグラオオヨコバイ、トゲヒシバツタ」を、「トビロマルカイガラムシ」の下に、「トルコカクムネヒラタムシ」を、「ナガヒトウホムシ」の下に、「ナシカメムシ、ナシヒメシクイ」を、「ノコギリヒラタムシ」の下に、「ハウカクムネヒラタムシ」を、「バクガ」の下に、「ハネナガヒシバツタ」を、「ヒゲブトアザミウマ」の下に、「ヒシバツタ、ヒメアオズキンヨコバイ」を、「ヒメヒョウホムシ」の下に、「ヒメヒラタケシキスイ」を、「マツカカイガラムシ」の下に、「マメハンミョウ」を、「ミカンナガカカイガラムシ」の下に、「ミカンハダニ、ミスジトガリヨコバイ」を、「ミノウスバ」の下に、「ムギコナダニ、メダカナガカメムシ、モンシロチョウ」を、「ヨモギハムシ」の下に、「リンゴハダニ」を加え、同条第二号中「アルターナリア・シトリ」の下に、「アルターナリア・ソラニ」を、「アルマテラ・リトセアエ」の下に、「クラドスポリウム・ククメリスム、クラビセプス・ブルブレア」を、「ゲオトリカム・カンディダム」の下に、「スクレロテイニア・スクレロテイオラム」を、「ボトリテイス・アライ」の下に、「ボトリテイス・シネレア」を加える。

別表一の一の項地域の欄中「アメリカ合衆国」の下に「ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。」を加え、同表二の項地域の欄中「ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。」を削り、同表五の項地域の欄中「インド」の下に、「中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）」を、「アルゼンチン」の下に、「ブラジル」を加え、同表八の項地域の欄中「香港を除く。以下この表において同じ。」を削り、同項植物の欄中「とうもろこし」を「テオシント及びとうもろこし」に改める。

別表二の一の項地域の欄中「キプロス」の下に、「サウジアラビア」を、「コロンビア」の下に「パラグアイ」を加え、同表五の項地域の欄中「カナダ」の下に、「メキシコ」を加え、同表八の項地域の欄中「インド」の下に、「トルコ、ネパール、ブータン」を加える。

附則  
この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く。）は、平成十九年八月十日から施行する。

告示

○総務省告示第四百二十五号  
政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十八年七月二十八日  
総務大臣 竹中 平蔵

自由民主党	異動事項	新	旧	届出年月日
所属国会議員の住所				平成十八年七月六日
与謝野 馨		東京都港区六本木七丁目五番五	東京都新宿区市谷甲良町二丁目三	
伊藤 達也		東京都調布市布田四丁目八番三	東京都調布市布田一丁目三	
藤野真紀子		愛知県名古屋市中区金山町一丁目九番一三	神奈川県横浜市青葉区みたま台九番一三	
溝手 顕正		広島県三原市本町三丁目二番四〇	広島県三原市本町甲一丁目七番四一三	
支部の数		七五三九	七五六一	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七五三九	七五六一	

○法務省告示第三百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号及び第六号の規定の適用を受けたい研修を次のとおり告示する。  
平成十八年七月二十八日  
法務大臣 杉浦 正健

名 称	所 在 地	研 修 内 容
小松観光株式会社	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科二千九百四十番地の四	ホテル研修

三 対象となる者 平成十八年七月二十八日から三年を経過する日までの間に本邦に入学する者  
四 対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間 一年以内の期間

○法務省告示第三百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号及び第六号の規定の適用を受けたい研修を次のとおり告示する。  
平成十八年七月二十八日  
法務大臣 杉浦 正健

名 称	所 在 地	研 修 内 容
市橋精機工業株式会社	愛知県一宮市奥町字三出百十一番地の三	機械加工

二 実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容  
三 対象となる者 平成十八年七月二十八日から三年を経過する日までの間に本邦に入学する者  
四 対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間 一年以内の期間

○法務省告示第三百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号及び第六号の規定の適用を受けたい研修を次のとおり告示する。  
平成十八年七月二十八日  
法務大臣 杉浦 正健

名 称	所 在 地	研 修 内 容
上野観光株式会社	三重県鳥羽市小浜町字日ヶ崎二百三十九番地の九	ホテル研修

一 研修を事業として行う機関の名称及び所在地 上野観光株式会社 三重県鳥羽市小浜町字日ヶ崎二百三十九番地の九  
二 実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容  
三 対象となる者 平成十八年七月二十八日から三年を経過する日までの間に本邦に入学する者  
四 対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間 一年以内の期間